

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 29 号	三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
審査指導課	<p>【趣旨】 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、認定等に係る手数料の区分を新たに設け、細分化するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【改正内容】</p> <p>1. 三田市手数料条例別表第 30 号の 12 において、下記項目の改正を行う。</p> <p>① 特定建築物の規模の引き下げに伴う手数料区分（変更等含む）を追加。</p> <p>② ①に係る手数料区分において、審査が簡易となる工場等のみの場合の区分を追加。</p> <p>③ 非住宅部分におけるエネルギー消費性能向上計画の認定（変更等含む）及びエネルギー消費性能の適合表示認定に係る手数料について、現行 300 m²以上 2,000 m²未満の区分を、300 m²以上 1,000 m²未満と 1,000 m²以上 2,000 m²未満の区分に細分化。</p> <p>2. 三田市手数料条例第 30 号の 11 において、下記項目の改正を行う。</p> <p>① 非住宅部分における低炭素建築物新築等計画認定に係る手数料について、現行 300 m²以上 2,000 m²未満の区分を、300 m²以上 1,000 m²未満と 1,000 m²以上 2,000 m²未満の区分に細分化。</p> <p>3. 三田市手数料条例第 69 号の 2 において、下記項目の改正を行う。</p> <p>① 適合判定を受けた建築物に関する完了検査申請手数料について、特定建築物の規模の引き下げに伴う手数料区分（変更等含む）を追加。</p> <p>【施行期日】 令和 3 年 4 月 1 日</p>